

避雷設備の日本産業規格を指定する告示

令和元年8月9日

消防局告示第3号

平成25年鳥取県西部広域行政管理組合消防局告示第1号の一部を改正し次のように定める。

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号）第16条第1項の、避雷設備の日本産業規格を次のとおり指定する。

日本産業規格 A4201（建築物等の雷保護）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている避雷設備のうち、改正後の告示の規定に適合しないものについては、この告示は適用しない。